

記載例 1

退職の場合（未徴収税額は一括徴収）

一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当等からまとめて徴収する方法



給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

●異動があった場合は、異動月の

宛先 瀬戸市長 令和6年11月22日提出		所在地(住所) 〒489-0803 瀬戸市追分町64	市使用欄 年度 1.現年度 2.新年度 3.両年度	宛名番号 1.現年度 2.新年度 3.両年度 0012345670
給与支払義務者 (特別徴収義務者)		名称(氏名) 瀬戸株式会社	特別徴収義務者 指定番号	0012345670
法人番号 又は個人番号 0000123456789		連係 人事課	氏名 愛知 市子	電話 (0561) 82 - 7111
フリガナ	セト	ジロウ	徴収済税額	未徴収税額
氏名 瀬戸 二郎	特別徴収税額 (年税額) 60,000 円		6月分から 10月分まで (イ) 25,000 円	11月から 5月分まで (ウ) = (ア) - (イ) 35,000 円
生年月日 S30年 1月 1日	個人番号 000123456789	(ア)	(イ)	(ウ)
1月1日住所 瀬戸市追分町100	異動年月日 令和6年11月20日	異動事由 ①退職 2転勤 3休職 4長欠 5死亡 6その他		
異動後の住所 同上				

○をつけてください。

11月までに提出してください。

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲

異動事案発生日を記入(例:退職日)

**A 一括徴収**  
未徴収税額(ウ)の額を特別徴収義務者が給与から徴収する。

一括徴収した税額は  
11月分(12月10日納期限)で納入する

一括徴収の理由  
①異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため( 月 日申出)  
②異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

○印をしてください。

一括徴収税額(ウ)の金額 35,000 円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

**B 一括徴収**  
「未徴収の始まりの月」と「一括徴収した月」を同じにしてください。  
「(ウ)未徴収税額」と「一括徴収した金額」が同じになります。

1 異動が本年5月31日までで、一括徴収の申出があったため( 月 日申出)  
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため  
3 死亡による退職のため  
4 その他( )

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

**C 徴収継続**  
給与支払者が給与から徴収する。

個人番号又は法人番号  
電話 ( ) - ( ) ( ) 担当者  
特別徴収指定番号  
新規  
月割額 円を ( ) 月分 ( 月 日納期限) で納入するよう連絡済  
納入書(必要・不要) (既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)  
新受給者番号

●この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。  
●事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

市処理欄	現年度	新年度
------	-----	-----

受付印

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

●異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

宛先 瀬戸市長 令和6年11月22日 提出		給与（特別徴収義務者） 支払者	所在地（住所） 〒489-0803 瀬戸市追分町64	市 使用欄 宛名番号	年 度 1.現年度 2.新年度 3.両年度	特別徴収義務者 指 定 番 号 0012345670	連 係 人事課	氏 名 愛知 市子	電 話 (0561) 82 - 7111
フリガナ 瀬戸 三郎		セト 瀬戸 三郎	サブロウ 瀬戸 三郎	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 6月分から 11月分まで	未徴収税額 12月分から 5月分まで	異動年月日 令和6年 11月 20日	異動事由 ①退職 ②転勤 ③休職 ④長欠 ⑤死亡 ⑥その他 ( )	
個人番号	0000123456789		(ア)	(イ)	(ウ) = (ア) - (イ)				
1月1日住所	瀬戸市追分町61		120,000円	60,000円	60,000円				
異動後の住所	名古屋市中区三の丸三番地								

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

**A** 一括徴収 (ウ)の額を本人が支払う。

一括徴収した税額は  
[ ] 月分 ( [ ] 月 [ ] 日納期限) で納入する

一括徴収の理由

○印をしてください。

- 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ( [ ] 月 [ ] 日申出)
- 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額(ウ)の金額 [ ] 円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。  
なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

○をつけてください。

**B** 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

- 異動が本年12月31日以前で、一括徴収の希望がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 死亡による退職のため
- その他 ( )

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

(ウ)の額を新たな特別徴収者が給与から徴収する。

1～4月ご退職の場合、原則として「A 一括徴収」をお願いします。

担当者 [ ]

電話 ( [ ] ) - [ ]

特別徴収指定番号 [ ] 新規

月割額 [ ] 円を [ ] 月分 ( [ ] 月 [ ] 日納期限) で納入するよう連絡済

納入書 ( 必要 ・ 不要 ) (既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

新受給者番号 [ ]

市処理欄	現年度	新年度

- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- 事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

記載例3

転勤の場合（特別徴収を継続）

特別徴収継続…従業員様の納税を転勤先でも引続き特別徴収で行う方法



給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

●異動があった場合は、異動月の翌月1日までに提出してください。

宛先 瀬戸市長 令和6年10月25日提出		所在地(住所) 〒489-0803 瀬戸市追分町64	市使用欄 宛名番号 1.現年度 2.新年度 3.両年度
給与支払義務者(特別徴収義務者) 瀬戸株式会社		特別徴収義務者指定番号 0012345670	連係 人事課
法人番号又は個人番号 0000123456789		氏名 愛知 市子	電話 (0561) 82 - 7111
フリガナ 氏名	セト 瀬戸 花子	ハナコ 特別徴収税額(年税額) 6月分から10月分まで 240,000円	未徴収税額 11月分から5月分まで 140,000円
生年月日	S32年 1月 1日	(イ)	(ウ) = (ア) - (イ)
個人番号	000123456789	240,000円	100,000円
1月1日住所	瀬戸市追分町123	240,000円	140,000円
異動後の住所	同上	240,000円	140,000円
		異動年月日 令和6年10月19日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他

上段は、転勤元の事業所様の名称を記入してください。  
ご記入後、転勤先の事業所様に税額の月割額をお電話等で連絡してください。

A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

普通徴収

○をつけてください。

**C** 転勤（特別徴収継続） (ウ)の額を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する。

所在地	〒489-0919 瀬戸市川端町1-2		
フリガナ	オワリ カブシキガイシャ		
名称	尾張株式会社		
電話番号又は法人番号	電話	(0561) 83 - 1177	担当者 加藤 太郎
特別徴収指定番号	0076543210 新規		
月割額	20,000円を 11 月分(12月10日納期限)で納入するよう連絡済		
納入書(必要・不要)	新受給者番号		
(既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)			

下段は、転勤先の事業所様の名称を記入してください。

一括徴収の理由	1 異動が本年12月31日までの申出があったため( ) 2 異動が翌年1月1日以降継続の希望がないため
一括徴収税額(ウ)の金額	円
●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。	

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- 事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

市処理欄	現年度	新年度